

焼津市地域おこし産品開発等事業募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の振興及び発展を図るために交付する焼津市地域おこし産品開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる地域おこし産品開発等事業の募集及び補助金の原資となる資金を調達するために実施するクラウドファンディング型ふるさと納税の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき総務大臣が対象となる団体として指定した都道府県・市区町村に対して個人が行った寄附に係る寄附額のうち、2,000円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税と合わせて個人住民税から全額が控除される制度をいう。
- (2) C F 本市が補助金の原資となる資金を調達するために、ふるさと納税に係るインターネット上のサイト等を通じて不特定多数の者から資金を調達する方法をいう。
- (3) 地域おこし産品 次に掲げる物品又は役務で、地方税法に規定する返礼品等として総務大臣が定める基準に適合するものをいう。
 - ア 市内において原材料の主要な部分が生産される物品
 - イ 市内において製造、加工その他の工程の主要な部分が行われる物品
 - ウ 市内において提供される役務その他これらに類するもの
- (4) 地域おこし産品開発等事業 地域おこし産品を開発し、又は地域おこし産品を生産する能力若しくは地域おこし産品の品質を向上させるために行う事業で、第6条の規定によりC Fを活用して補助金を交付する事業として市長が認定した事業をいう。

(認定申請を行うことができる者)

第3条 次条の規定により地域おこし産品開発等事業につき市の認定を受けるために申請をすることができる者は、地域おこし産品開発等事業を実施する者のうち、市内に事務所、事業所等を既に設置し、若しくは設置する予定の個人又は法人その他の団体で、市内で継続して地域おこし産品開発等事業に取り組む意思があるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者又はその構成員たる個人又は法人その他の団体が次の各号のいずれかに該当する共同企業体（複数の個人又は法人その他の団体が共同して地域おこし商品開発事業を行う団体をいう。）は、認定の対象としない。

- (1) 次条の規定に基づく申請の日において国税又は地方税の滞納がある者（納

税猶予等の措置を受けているものを除く。)

- (2) 焼津市安全安心なまちづくり条例(平成24年焼津市条例第13号)第2条第6号に規定する暴力団の関係者に該当する者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的として、地域おこし産品開発等事業を実施する者
- (4) 当該個人及び法人その他の団体が営む事業の執行に関し、法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為を行う者又はこれらを行うおそれがある者
- (5) 実施する地域おこし産品開発等事業につき、本市又は国、他の地方公共団体等による補助金等の交付を受ける者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適切ではないと認める者
(事業認定申請)

第4条 自ら実施しようとする地域おこし産品開発等事業につき補助金の交付を受けることを希望する者は、焼津市地域おこし産品開発等事業認定申請書(第1号様式)に、市長が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに市長に提出し、その認定を受けなければならない。

(審査)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、事業認定の可否につき、焼津市地域おこし産品開発等事業認定審査委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。

2 委員会は、次に掲げる事項について審査を行い、焼津市地域おこし産品開発等事業として認定すべきかどうかを判断する。

- (1) 前条の規定により申請した者は、次条第2項及び第7条から第10条までに規定する内容を理解し、承諾した者であり、かつ、地域おこし産品開発等事業を遂行するに足る者であること。
- (2) 申請書に記載された事業が次の要件を満たすものであること。

ア 第2条第3号に規定する地域おこし産品開発等事業の要件を満たすと認められるものであること。

イ 本市がCFによって寄附金を募るに相応しいものであること。

ウ 実現性の高いものであること。

エ 当該地域おこし産品開発等事業の遂行に要する経費が社会通念上妥当な金額であると認められること。

3 委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(事業認定)

第6条 市長は、前条に規定する委員会が審査し、判断した内容に鑑み、焼津市地域おこし産品開発等事業として認定するか否かを決定し、焼津市地域おこし産品開発等事業認定(不認定)通知書(第2号様式)により第4条の規定により申請した者に決定の内容を通知するものとする。

2 前項の規定により認定通知を受けた申請者(以下「認定事業者」という。)

は、市に提出した事業計画書に沿って、信義に基づき誠実に、認定を受けた地域おこし産品開発等事業（以下「補助対象事業」という。）を実施しなければならない。ただし、台風、地震、豪雨等人力をもってしては防ぐことのできない異常な災害その他の当該事業の中止が社会通念上やむを得ないものと市長が認めるときは、この限りでない。

（補助金の交付を受け得る資格の取得等）

第7条 認定事業者は、次条の規定に基づくC Fの実施による資金調達の結果に応じ予算の範囲内で市長が別に定める補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けることができる資格を有するものとする。

（補助金の対象経費及び補助額）

第8条 前条の補助金の交付対象とする経費は、別表に掲げるものとする。ただし、所得税及び地方消費税を含む租税公課、官公署への手数料等、人件費、飲食費、交際費その他市長が不適当と認める経費については補助の対象としない。

2 前条の補助金の額は、認定事業者が認定申請の際に市に提出した資料に記載された補助対象事業の経費（以下「補助対象経費」という。）の総額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、次条の規定によるC Fにより市が受領した寄附金の総額を2で除した額を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（寄附金の募集）

第9条 市長は、第6条第1項の規定による認定をしたときは、ふるさと納税に係るインターネット上のサイトに掲載するPR内容や実施時期等につき認定事業者と十分に協議した上で、認定した地域おこし産品開発等事業ごとにC Fを実施し、寄附金を募集するものとする。

2 前項のC Fは、前項の協議完了後、遅くとも事業認定の日が属する年度の末日までに開始するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はその限りではない。

3 C Fの目標額は、当該補助対象事業に係る補助対象経費の合計額に2を乗じた金額とする。

4 市長は、C Fにより受領した寄附金の合計額が確定したときは、当該確定した寄附金の合計額を速やかに認定事業者に通知するものとする。

5 その他C Fの実施等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（寄附金の積立て）

第10条 前条の規定により実施したC Fにより本市が受領した寄附額から第8条第2項に規定する補助金の額を差し引いた残額に相当する寄附金は、焼津市ふるさと寄附金基金条例（平成28年焼津市条例第14号）に基づく焼津市ふるさと寄附金基金に積み立てるものとする。

2 事情の如何を問わず、C F実施後に補助対象事業が実施されないこととなった場合における寄附金についても前項と同様とする。

（計画変更の承認等）

第11条 認定事業者は、第6条第1項の規定により認定を受けた事業について、やむを得ず変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに焼津市地域おこし産品開発等事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の総額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を焼津市地域おこし産品開発等事業変更（中止・廃止）承認通知書（第4号様式）により認定事業者に通知するものとする。

3 前項において補助対象経費の増額が認められた場合であっても、補助金の額は、前条において決定された交付予定額を上限とする。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第8条関係）

区 分	内 容
報償費	地域おこし産品開発等事業の実施及びC F 実施に際し必要なコンサルタントを行う専門家等への謝礼等
需用費	地域おこし産品開発等事業の実施に係る消耗品費、原材料費、印刷製本費及び光熱水費
役務費	通信運搬費、振込手数料及び広告宣伝費
委託料	地域おこし産品開発等事業を実施するために必要となる業務の委託に要する経費及びC F 実施に際し必要なコンサルタント委託に要する経費
工事費	設備設置費用及び建物改修費用（電気工事含む。）
使用料及び賃借料	施設、IT機器等の借り上げ料
設備費	機械装置等の購入費
その他	上記に掲げる経費のほか、地域おこし産品開発等事業の実施に特に必要と市長が認めた経費

第 1 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

焼津市長 宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

焼津市地域おこし産品開発等事業認定申請書

焼津市地域おこし産品開発等事業の認定を受けたいので、焼津市地域おこし産品開発支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

また、申請にあたり、国税並びに市税を完納していることの審査を受けるために、それらの申告状況及び納付状況について調査されることに同意します。

記

事業名	
事業目的	
事業概要	
事業費合計	円

添付書類

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 誓約書
- ・ 過去 3 年分の決算書又は確定申告書の写し
- ・ 登記事項証明書
- ・ 定款の写し（申請者が法人の場合のみ）
- ・ 納税証明書の写し（法人税、消費税及び地方税について滞納がないことを証明するもの。
税務署様式その 3 又はその 3 の 3）
- ・ その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

焼津市長

焼津市地域おこし産品開発等事業認定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった焼津市地域おこし産品開発等事業の認定申請について、次のとおり認定・不認定となりましたので通知します。

事業名	
事業費合計	円
C F 設定予定額	円
不認定理由	

第 3 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

焼津市長 宛

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

焼津市地域おこし産品開発等事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

変更（中止・廃止） の理由		
変更（中止・廃止） の内容	変更後	変更前
補助対象経費合計	変更後	変更前
	円	円
事業認定時に通知 された交付予定額	円	

添付書類

- ・ 変更（中止・廃止）が確認できる以下の書類
 - ア 事業計画書
 - イ 収支予算書
- ・ その他市長が必要と認める書類

第 4 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

焼津市長 宛

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

焼津市地域おこし産品開発等事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請があった事業の変更（中止・廃止）を承認します。

認定通知書	年 月 日付け 第 号
承認の内容	
承認前 補助対象経費合計	円
承認後 補助対象経費合計	円
事業認定時に通知 された交付予定額	円
交付予定額	円